

法整備によって住宅用 PV 設備の普及を支援する カリフォルニア州；公平性が議論の焦点¹

新エネルギー・国際協力支援ユニット
新エネルギーグループ

カリフォルニア州では最近、住宅用太陽光発電設備の導入を後押しする以下の 3 つの法案が立て続けに成立した。

AB327 法：10 月上旬に可決されたこの法律は、来年の末に撤廃が予定されていた州のネットメーターリング・スキームを少なくとも 2016 年まで延長する。従来のネットメーターリング利用者を保護するとともに、制度利用の上限を撤廃する可能性に道を開いた²。

ネットメーターリングとは主に一般家庭を対象とするもので、ソーラーパネルなどの自家発電設備を持つ消費者が余剰電力を送電線に流して売電できるようにする仕組みである。実際の運用では、消費者は余った電力を電力会社に供給し、別の時に電力会社から購入した電力と相殺するという形で払い戻しを受ける。

ネットメーターリング制度には賛否両論がある。米国の多くの州が採用している³この制度は、住宅用太陽光発電 (PV) 設備の導入を促す一方で、ソーラーパネルを設置していないために制度の恩恵を受けることができず、電気料金への上乗せという形でその費用を負担させられる人々にとっては不公平だという批判が出ていた。しかし、太陽光発電業界団体は、同スキームは住宅用ソーラー部門の成長に不可欠だとして、立法を歓迎している。

SB43 法：9 月下旬に可決されたこの法律は、新たに設立される Shared Renewable Self Generation Program のもとで、州の三大電力会社 (PG&E、SCE、SDG&E) の顧客が、管区内の小・中規模のソーラープラントや他の再生可能エネルギー発電施設 (最大 20MW) から最大 100% の再エネ電力を購入できるようにするものである⁴。プログラムの参加者 (事業所や集合賃貸住宅など) は、契約する再エネ発電施設が発電したグリーン電力に対してクレジットを受け取る。獲得したクレジットは電力料金とオフセット (相殺) されるが、具

¹ 本稿は経済産業省委託事業「国際エネルギー使用合理化等対策事業 (海外省エネ等動向調査)」の一環として、日本エネルギー経済研究所がニュースを基にして独自の視点と考察を加えた解説記事です。

² 今回の立法により、2017 年 7 月 1 日またはそれ以前に法令の定める上限に達する前にネットメーターリングの適用を受けていた顧客は、設備の予想耐用寿命の全期間を通じて保護される。また、カリフォルニア州の場合、これまで電力会社の「顧客累計ピーク需要」の 5% に相当する買取量の上限が設けられていたが、新たな法律は、カリフォルニア公共ユーティリティ委員会 (CPUC) に対して、プログラムの上限を完全に撤廃する権限を与えた。

³ 13 年 2 月時点で、全米で 43 の州とワシントン DC 及び 4 地域がこの制度を採用している。

⁴ プログラムは 600MW の発電容量を提供し、その枠内で最大 100% の再生可能エネルギー電力の購入を認める。600MW のうち 100MW は「最も影響を受ける不利なコミュニティ」および「環境汚染による影響を不均衡に受ける地域」に立地する再エネ発電施設のために確保される。

体的な条件は個々の契約によって異なる⁵。

これまで、持家ではなく賃貸であるといった様々な理由から、州内の多くの世帯がソーラーパネルを設置できず、グリーン電力を利用できなかった。この法律はグリーン電力への平等なアクセスと同時に経済的メリットも提供する。また、地元の小規模再エネ発電施設を支援することによって、地域経済の活性化にもつながると期待されている。

AB217 法 : この法律は 2016 年に失効予定だったが、今回 2021 年まで延長された。低所得の住宅所有者に対してソーラーパネルの設置資金を援助する SASH、および MASH という 2 つのプログラムから構成される⁶。所得要件を満たす住宅所有者がわずかな負担でソーラーパネルを設置できるようにするとともに、雇用の機会を増やすためにパネル設置の職業訓練も提供している。支援の規模は 1 億 800 万ドルにのぼる。

これら 3 法案はいずれも住宅用太陽光発電設備の設置を促す効果が期待されるが、州議会の審議では公平性が議論の焦点の一つとなった。AB327 は、アンフェアであるとの批判を受けている現行のネットメーターリング・スキームを補強するものであるのに対して、SB43 と AB217 はそうした不公平性を是正し、クリーンエネルギーへのアクセスやそれに伴うインセンティブの恩恵をできるだけ多くの消費者に提供することを目的としている。

お問い合わせ : report@tky. ieej. or. jp

⁵ この仕組みの詳細については以下の URL を参照 :

http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201320140SB43

<http://californiasharedrenewables.org/wp-content/uploads/2013/03/SB-43-and-AB-1014-Bill-Summary.pdf>

⁶ Single-Family Affordable Solar Homes (SASH) プログラムと Multi-Family Affordable Solar Housing (MASH) プログラムから成る。SASH は、太陽光発電設備を設置した低所得者向け住宅に対して資金を提供する制度である。補助金の額が高いため、購入者は実質的に無料でソーラーパネルを設置できる。一方、MASH は SASH と類似の制度で、低所得者向け集合住宅に適用される。